

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年五月二十四日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年 五月十六日
指定に係る道路の位置	飯能市大字双柳千四十九一から 千四十九一二まで 飯能市大字双柳千四十四一から 千四十四一十一まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十八・〇 二十三・八
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	八・〇 四・〇